

令和2年度弟子屈町子育て応援がんばろう支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、臨時特例的な措置として実施する、令和2年度の子育て応援がんばろう支援事業について、必要な事項を定める。

(給付該当者及び給付額)

第2条 子育て応援がんばろう支援金（以下「応援金」という。）の給付該当者及び給付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和2年6月30日（以下「基準日」という。）において、中学3年生以下の子ども（第3号の者を除く。） 1人当たり2万円
- (2) 基準日において学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校法」という。）に規定する学校（幼稚園・小・中学校を除く。）、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している者。ただし、基準日以前において弟子屈町（以下「町」という。）の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に基づく町の住民基本台帳に登録されたことがない者を除く。 1人当たり3万円
- (3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに出生した者で、本町の住民基本台帳に登録された者 1人当たり2万円

(支給対象者及び支給対象範囲)

第3条 応援金の支給対象者は、基準日において町の住民基本台帳に登録され、前条に規定する給付該当者を現に扶養している者のうち次に定める者とする。

- (1) 町で現に児童手当を受給している者（第5条第2項に規定する辞退する者を除く。）
- (2) 世帯主が単身赴任先市町村で児童手当を受給しているが、子とその監護者が世帯を別にし本町に住民登録している者
- (3) 公務員で現に児童手当を受給している者（未申請者含む。）
- (4) 学校法第1条に規定する高等学校・大学等に在学する者を扶養する世帯主
- (5) 第2条第1項第2号に規定する者
- (6) その他町長が特に必要と認める者

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 応援金に係る町の申請受付開始日は、令和2年8月3日とし、申請期限は、同年11月6日とする。

(応援金の交付申請)

第5条 第3条第1項第1号、第3号（申請者）及び第5号に定める支給対象者が、応援金の交付を受けようとするときは、弟子屈町子育て応援がんばろう支援金申請書兼請求書（別記様式第1号）の提出を免除する。

2 第3条第1項第1号、第3号（申請者）及び第5号に定める支給対象者が、応援金の交付を辞退するときは、弟子屈町子育て応援がんばろう支援金申請書兼請求書（別記様式第1号）に記載の上、令和2年8月11日までに町長に提出しなければならない。ただし、令和2年度中に出生された者については、申請期限を令和3年3月31日とする。

3 第3条第1項第2号、第3号（未申請者のみ）及び第4号に定める支給対象者が、応

援金の交付を受けようとするときは、弟子屈町子育て応援がんばろう支援金申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 学生証等在学している事を証明する書類の写し（第2条第1項第2号に該当する者）
- (2) 扶養している事実を確認できる書類の写し
（交付決定及び交付確定の通知）

第6条 町長は、第5条第1項に規定する者は、速やかに給付金の交付を決定する。ただし、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、応援金を交付すると認めたときは、速やかに給付金の交付を決定し、当該申請者に支給するものとする。

（応援金の支給等に関する周知）

第7条 町長は、応援金の支給事業の実施に当たり、支給の要件、申請方法及び申請期間等の事業概要について、広報その他の方法により町民へ周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条に規定する申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、支給対象者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、又は支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取下げられたものとみなす。

（応援金の返還）

第9条 町長は、応援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 応援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、当該給付金の交付を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年7月14日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和3年4月1日をもって、その効力を失う。